

家屋の新築・改築・増築・建替等に伴い、給水装置を新設・改造・修繕、又は撤去される場合は、必ず給水装置工事申込書を提出し、管理者の承認を受けてください。

給水装置を新設・改造・修繕、又は撤去する場合（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）、給水装置工事申込書の提出及び管理者の承認が必要です。

（水道法第 16 条の 2、かつらぎ町水道事業給水条例第 5 条）

なお、承認を受けずに、給水装置を新設・改造・修繕、又は撤去した場合（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）、5 万円以下の過料が科されることがあります。

（かつらぎ町水道事業給水条例第 49 条）

給水装置を新設・改造・修繕、又は撤去する場合（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）、町指定給水装置工事事業者が施工することとされています。

（水道法第 16 条の 2、かつらぎ町水道事業給水条例第 9 条）

※労働省令で定める軽微な変更とは・・・

単独水栓の取替、及び補修、並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とされています。

（水道法施行規則第 13 条）

給水装置の構造及び材質が水道法施工令第 6 条に規定する構造及び材質に適合していない場合、及び、町指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事でない場合、給水契約の申込を拒み、又は給水を停止することがあります。

（水道法第 16 条の 2、かつらぎ町水道事業給水条例第 46 条）

また、井戸、取り水等の施設と配管が接続されており、警告を発しても、なお、改めない場合、給水を停止することがあります。

（かつらぎ町水道事業給水条例第 47 条）